

<近況>

- 「第8波」ピーク以降に続いていた新規感染者の減少は、3月下旬に下げ止まり、緩やかな増加傾向に転じている。今後、一定程度の感染拡大が想定される。
- 政府は、5/8より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を「5類」に移行することを決定した。移行後は、感染対策や罹患した場合の従業員の就業制限等は基本的に個人や事業者の自主的判断に委ねられることとなる。

<R5/5/8 以降の対応>

◆ 「with コロナ」により感染リスクはむしろ高まる。高齢者の重症化を防ぐため、引き続き基本的な感染予防対策を徹底する

1 施設対応

① 老福施設

- ・「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を継続する。
- ・施設の勤務中は基本的にマスクを着用する。
- ・施設内の効果的な換気対策を図る。
- ・面会は、15分以内・マスク着用・人数限定等の感染対策を図りつつ推進する。
- ・感染者が発生した場合、保健所に連絡し、その指導の下にゾーニングやユニットの閉鎖等、必要に応じた対策を行う。

② 保育所

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対応を継続する。
- ・発熱等の症状がある園児には登園自粛を要請する。
- ・園児が陽性となった場合、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として、5日目までは登園を不可とする。
- ・施設内の感染拡大が著しい場合は、市と協議して休園等を検討する（本部）。
- ・陽性者と接触し、感染した可能性の高い職員は、接触後24時間様子を見て、その後必要に応じ抗原検査キット等により感染の有無を確認する。

2 職員等

- ① 職員が陽性となった場合、発症日（検体採取日）を0日目として、5日目までは出勤と外出は控えること。6日目以降も症状が続いている間は出勤と外出は控え、症状が軽快後24時間経過するまでは外出を控え様子を見ること。
- ② 職員の同居家族が感染した場合、
【老福】感染者と接触した日を0日目として、5日目まで出勤を控えること。
【保育】感染者との接触後24時間様子を見て、症状等がなければ従事可能。
- ③ 当分の間、以上の自宅療養期間等の動態取扱いは「特免」とする（この場合に必要とする証拠書類については別途通知する）。
- ④ 手指消毒や状況に応じたマスク着用など、基本的な感染防止対策を継続する。
- ⑤ 体調管理を徹底し、感染が疑われる場合は受診または自主検査すること。
- ⑥ 道外への旅行は、事前に施設長に報告すること。
- ⑦ 家族感染に十分注意するよう職員に周知すること。